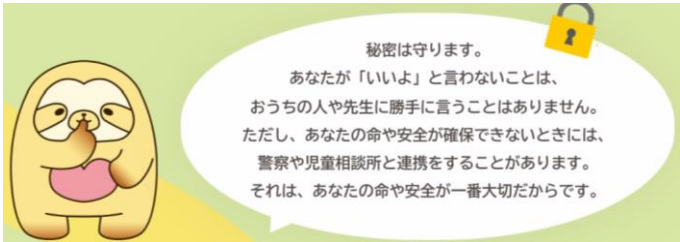


■今回の会議で伝えきれなかったこと	事務局（回答）
【重点議題② こどもの相談と救済機関の設置】 ・資料4-1の図で「秘密は守ります。あなたの同意がなければ人には相談内容を伝えません」とありますが、こどもの相談を受けた（何気なく話をしている）ときに緊急性のあることだった場合はどうなりますか。暴力、ネグレクト、虐待などで緊急に対応が必要だとオンブスパーソンが客観的に判断する場合はどうなりますか。とても難しい問題だと思います。何気なく虐待相談ダイヤルに電話して、次の日に児相に行ったこどももいるので…自分が話をしたのを隠したい子や話をしたことによって家族が離れ離れになってしまうのではと不安を抱く子もいます。そのようなこどもたちの相談にどのように向き合っていくかも今後考える必要があるかと思います。	ご意見ありがとうございます。 左記事例（緊急性がある）の場合は、適切な機関につなぐことが大切です。こどもの意見は尊重しながら、何がこどもにとって最善の利益なのかを考え、関係機関等と協力しこどもの安心・安全な生活の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。
 秘密は守ります。 あなたが「いいよ」と言わないことは、 おうちの人や先生に勝手に言うことはありません。 ただし、あなたの命や安全が確保できないときには、 警察や児童相談所と連携をすることがあります。 それは、あなたの命や安全が一番大切だからです。	資料4-1の図には記載されていませんが、問い合わせをしたところ、下記ウェブサイトをご紹介いただきました。 なごもっかウェブサイトより引用 https://nagomokka.city.nagoya.jp/detailed/flow/
【重点議題③ 周知啓発について】 ・こどもの権利を守るためにはまず「大人を救うこと」が必要だと感じました。大人を救うためには、こどもの権利を守るために単に「こんな権利がある」と啓発するだけでなく、その権利を守るために大人にはどんな後ろ盾（現状の制度など）があるかをもっと周知させていく必要があると思います。市が冊子等に現状の制度をまとめているが、市民はおそらく自分に関わりのある部分しか意識に止めていないため、当事者意識に欠けており、知らない制度がたくさんあると思います。 ・会議に出席していても、私を含めそれぞれの委員が自分の関わっているこどものイメージ（貧困像、小学校内の像、電話相談像、障がい像）が念頭にあり、そこに関わらないこども像が抜け落ちていると感じます。どこにも関わらない一般市民（子育て世帯以外や問題なく子育てできている世帯等）にどこまで響くのだろうと思います。 ・こどもが権利を「知る」ことは大切なので、どんどん啓発を進めていくとして、大人への発信の仕方の工夫がとても大切だなと思いました。 ・こどもたちへの周知活動の出前授業をぜひやりましょう！学校の図書室や市立図書館にこどもの権利条約についての本や、絵本など手にとりやすい本や資料を置いてもらえたらうれしいです。	いただいたご意見を参考に、条例骨子案等を検討していきたいと思います。
【その他】 ・こどもの幸せを考えているようで、それは同時に大人が幸せになる方法を考えているようで、いつもはっとさせられます。	貴重なご意見ありがとうございます。
【事務局への要望】 ・委員会資料を2週間前ぐらいに頂戴できれば、委員会当日までに書面で意見を提出できるかもしれません。	可能な限り対応できるよう努めます。
【事務局への要望】 ・会議のすぐあとに提出する方が意見がでてくるので、意見シートのメールを会議のすぐ後に送ってほしいです。	ご意見をふまえて改善に努めます。